

なるほど納得！ 相続手続き

行政書士長谷川憲司事務所

自己紹介

■ 氏名 : 長谷川 憲司

- 専門業務【遺言・相続手続き・戸籍収集支援・任意後見・死後事務委任】
- 連絡先・60分無料相談申込先【090-2793-1947】又は【03-3416-7250】

■ 【行政書士とは何をする人？】

- 書類の作成と手続きの代理、行政不服申立て代理それに関係する相談業務等を通じて国民の権利利益の実現に資すること
 - ・どんな書類か【官公署へ提出する書類や権利義務・事実証明の書類】
 - ・例→遺言書原案・遺産分割協議書・相続関係説明図・相続財産目録・離婚協議書・許認可申請書・理由書・支援金オンライン申請・告発状・告訴状等
 - ・作成後の業務は、お客様など関係者や関係士業（司法書士・税理士等）そして関係機関（金融機関・各行政機関等）との連絡・調整・交渉・申請・手続等

相続とは

■ 相続とは

- 相続は、死亡によって開始し、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。
ただし、被相続人の一身に専属したものは除く。
- 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属し、各共同相続人は、その法定相続分に応じて被相続人の権利義務を承継。

■ 遺産分割の基準（民法906条）

遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。

誰が相続人になるのか

■ 相続人と法定相続分

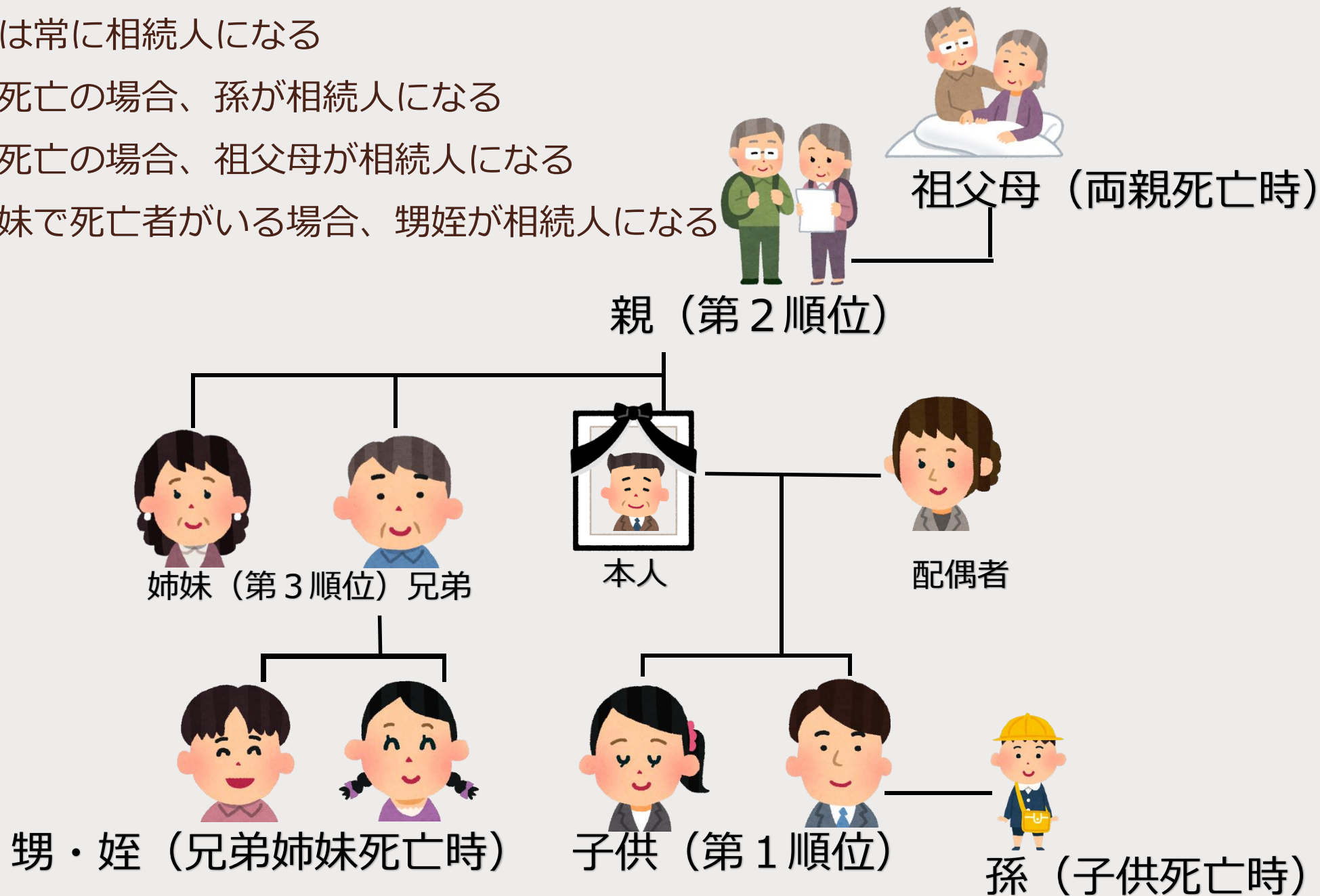
- 相続が開始（死亡）したとき、誰が相続人となるか、それぞれの法定相続分は法律で定められています。
- 常に相続人：配偶者
配偶者がいる場合、各順位の者と一緒に常に相続人になります。
- 第1順位：子（配偶者がいる場合の法定相続分は2分の1）
子が故人の場合は孫、孫も故人の場合はひ孫が相続人になります。
法定相続分は子の人数で等分します。
- 第2順位：直系尊属（配偶者がいる場合の法定相続分は3分の1）
子がいない場合は父母、父母が故人の場合は祖父母が相続人。
- 第3順位：兄弟姉妹（配偶者がいる場合の法定相続分は4分の1）
兄弟姉妹が故人の場合、甥・姪が相続人。

配偶者は常に相続人になる

子供が死亡の場合、孫が相続人になる

両親が死亡の場合、祖父母が相続人になる

兄弟姉妹で死亡者がいる場合、甥姪が相続人になる



手続に必要なとなる証明書

■ 戸籍（除籍・改製原戸籍）謄本

- ほとんどの相続手続きで提出を求められるのが戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）です。本籍のある市区町村役場で取得。
 - 除籍謄本：同じ戸籍内にその本籍地において生存している者が誰もいない戸籍のこと。
 - 改製原戸籍謄本：法改正により戸籍が新たに作られることがあります。このときの改製前の戸籍のこと。
- ※ 戸籍は、死亡事実と死亡日の証明及び誰が相続人になるのかの証明、相続人が相続開始時に生存している証明のために必要とされます。

■ 住民票（除票）の写し

- 亡くなった方の最後の所在地を確認したり、住所変更の履歴を確認するために必要。住所変更の経緯が確認できない場合、戸籍の附票の写しが求められる。住民票は最後の住所地の市区町村役場で取得、戸籍の附票は本籍地の市区町村役場で取得。

手続に必要なとなる証明書

■ 印鑑登録証明書

- 住所地の市区町村役場に自分の印を登録することで、その印が【実印】となる。その実印を押印した際、その印影が実印のものであることを証明するために必要。登録した市区町村役場にて取得。

■ 原本の提出が必要か否か

- 亡くなられた方の出生から死亡までの戸籍謄本等を取得すると、結構な通数になり、手続きをする窓口ごとに原本を提出するとなると、費用（手数料や郵送費）もかさみます。戸籍謄本等の提出が必要な際には、原本を返してもらえるか、あらかじめ確認が必要です。
原本を返してもらえる場合、代わりにコピーして「原本と相違ありません」と記載し署名押印を行った謄本の提出が求められます。

手続に必要なとなる証明書

■ 法定相続情報一覧図

- 戸籍謄本等に代えて、認証文の付いた法定相続情報一覧図の写しの提出が認められる手続きがほとんどです。法務局へ戸籍謄本等と一覧図と申請書を法務局に提出して、認証してもらう制度です。
この制度を利用することで、収集する戸籍謄本等は一式のみで済みます。
- この法定相続情報一覧図の申請・交付には手数料がかかりません。
また、必要な枚数を交付してもらえますので、金融機関、不動産登記等に限らず、相続負債の調査や、生命保険の請求、相続放棄や限定承認、相続税の申告などにも使用することができます。

死後事務（諸届・諸手続き） 【死後 7 日以内】

■ 死亡診断書・死体検案書の受取（亡くなられた当日か翌日）

- 臨終に立ち会った医師や死亡を確認した医師に交付してもらいます。
- 病気以外の理由により亡くなられた場合、警察に連絡し、監察医により死体検案書を交付してもらいます。

（注）有料です。（約5,000円ほど）また、以後の手続で提出を求められますので、何枚かコピーを忘れずに。

■ 死亡届の提出（7日以内）

- 提出先は、①死亡地、②亡くなった方の本籍地、③届出をする方の所在地の市区町村役場です。

■ 火葬許可申請書の提出

- 通常死亡届と同時に提出します。火葬は死後24時間経過後になります。

死後事務（諸届・諸手続き）

【死後 7 日以内】

死 亡 届

平成21年1月9日届出

東京都千代田区 長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日					
第 号						
送付 平成 年 月 日	長 印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	封 票	住民票	通 知

(1)	(よみかた)	かんじ	うろ
(2)	氏 名	民 事	一 郎
(3)	生 年 月 日	昭和23年12月14日	☐ 午前 時 分 ☐ 午後 時 分
(4)	死亡したとき	平成21年1月9日	☒ 午前 4時10分 ☐ 午後
(5)	死亡したところ	東京都港区虎ノ門1丁目1	番地 1号
(6)	住 所	東京都千代田区霞が関1丁目1	番地 1号
(7)	本 籍	東京都千代田区丸の内1丁目1	番地
(8)	死亡した人の夫または妻	☒ いる (満60歳) ☐ いない (☐ 未婚 ☐ 死別 ☐ 離別)	
(9)	死亡したときの世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☒ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(営小売は除く)の常務取締役若しくは専任の従業員が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあってはならない常勤勤務を世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあってはならないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10)	死亡した人の職業・産業	職業	産業
(11)	その他		
(12)	届 出 人	☒ 1. 同居の親族 ☐ 2. 同居していない親族 ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 家主 ☐ 5. 地主 ☐ 6. 家庭管理人 ☐ 7. 土地管理人 ☐ 8. 公設所の長 ☐ 9. 後見人 ☐ 10. 保佐人 ☐ 11. 補助人 ☐ 12. 任意後見人	
	住 所	東京都千代田区霞が関1丁目1	番地 1号
	本 籍	東京都千代田区丸の内1丁目1	番地
	署 名	民事太郎	筆頭者の氏名 民事太郎
	印	昭和51年12月28日生	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

死亡したことを知った日からかえて7日以内にしてください。

届書は、1通でさしつかえありません。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

内縁のものはいふくれません。

には、あてはまるものに印のようにするしをつけてください。

死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく法定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

[illegible]

死後事務（諸届・諸手続き） 【死後10～14日以内】

- **年金受給停止手続き（厚生年金は10日以内、国民年金はすみやかに）**
- 年金受給権者死亡届（日本年金機構のWebページからダウンロード可）
- 未支給年金の受給資格がある方は、故人と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、それ以外の3親等の親族の順番になります。

- **世帯主変更届（14日以内）**
- 世帯主が死亡し、残る世帯員が2人以上の場合、市区町村役場に提出。

- **健康保険資格喪失手続き（国保14日以内、健康保険5日以内）**
- 国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合、区役所窓口保険証を返納。
会社員などで、健康保険に加入していた場合、会社に返納。

死後事務（諸届・諸手続き）【死後14日以内・すみやかに】

■ 介護保険資格喪失手続き（14日以内）

- 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を区役所窓口へ返納

■ 障害者手帳の返納（すみやかに）

- 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を役所窓口へ返納

■ 公共料金の解約・変更手続き（すみやかに）

- 電器・ガス・水道・NHKの解約や契約者変更は、電話やインターネットで可能。口座振替やクレジットカード支払いの場合、支払方法の変更も必要。
- 携帯電話の手続きは窓口へ、携帯電話と死亡を証明する書類を持参。
インターネットとNTT固定電話は、Webにて手続きが可能

死後事務（諸届・諸手続き） 【死後すみやかに】

■ 免許証・カード等の返却・解約手続（すみやかに）

- 運転免許証・パスポートは原本と死亡事実を証明する書類を窓口へ持参返納。その他の免許証や許可証などは、発行元に問い合わせましょう。
- マイナンバーカードは死亡届を提出することで、自動的に失効しますので、返納は不要です。
- クレジットカードは各会社で手続き方法が異なります。電話で問い合わせを行い、必要書類を送ってもらうようにします。
なお、未払い金は相続人が支払う義務を負いますのでご注意ください。

■ 婚姻前の苗字に戻したいときや姻族関係を終了させたいとき

- 婚姻前の苗字に戻したい場合、復氏届を市区町村役場に提出。
- 姻族関係を終了させたい場合は、姻族関係終了届を市区町村役場に提出

死後事務（諸届・諸手続き） 【死後早目に】

■ 高額療養費の支給（2年以内）

- 国保や健康保険加入者が、病院や薬局の窓口で支払った額が、暦月で一定額を超えた場合、超過額を払い戻し請求することができる制度です。本人死亡後にも請求は可能です。

高額療養費支給申請書と病院に支払った領収書と故人との続柄がわかる戸籍謄本等を国保や後期高齢者の場合は市区町村の窓口、健康保険の場合は協会けんぽなどへ提出。

■ 葬祭費の支給（死後2年以内）

- 亡くなった方が、国保や後期高齢者医療制度の加入していた場合は葬祭費が、健康保険に加入していた場合は、埋葬費が支給されます。
- 申請書と葬儀費用の領収書と振込先口座が分かるものがが必要です。

相続放棄・限定承認【死後3ヶ月以内】

■ 相続放棄・限定承認（3ヶ月以内）

- 亡くなった方が借金をしていた場合、相続人がその借金を返済することになります。これを回避するための手続が、相続放棄です。
- 相続放棄をすると、はじめから相続人とならなかったとみなされますので、相続財産を一切相続しないことになります。また、代襲相続は発生しません。
- 相続放棄の申述は被相続人の最後の住所地の家庭裁判所に行ないます。申述には、被相続人の出生から死亡までの戸籍、相続人の戸籍等が必要になります。
- 限定承認とは、プラスの財産の範囲内でマイナスの財産を引き継ぐ仕組みです。しかし、限定承認は相続人全員ですることが必要になります。手続きが複雑ですので、専門家へ相談することをお勧めします。

準確定申告【死後4ヶ月以内】

■ 準確定申告（4ヶ月以内）

- 亡くなった方が確定申告が必要な場合、相続人等は所得税の準確定申告をする必要があります。
- 通常は1月1日から死亡日までについて、亡くなった年分の申告を行います。3月15日までになくなった場合で、前年の確定申告をまだ行っていない場合、前年分も申告が必要になります。
- 所得が、公的年金などによる収入が年400万円以下で、他の所得も20万円以下しかない場合、確定申告の必要はありません。年金の源泉徴収票は死亡届をした家族あてに送付されます。

相続税申告【死後10ヶ月以内】

■ 相続税申告（10ヶ月以内）

- 亡くなった方の相続財産が相続税の非課税枠を超えていた場合、**10ヶ月**以内に相続税を納付しなければなりません。
- 相続税の申告には、前提として、誰が相続人や受遺者となるかを調べ、その相続財産の全体を調べ、その評価額を算出し、どのように分けるか（遺産分割）を決めなければなりません。**10ヶ月**以内にこれらのことが終わらない場合は、一度法定相続分で分割されたものとして、相続税を算出し納税することになります。
- 相続税の申告は、財産を相続した全員が共同で提出することになります。計算間違いや申告漏れがあると、税務調査を受け、加算税などのペナルティーを課されることになりますので、できれば税理士に相談した方がよいでしょう。

遺言の基本【死後早めに】

■ 遺言の効果

- 亡くなった方が遺言を残していた場合、原則として遺言の内容に従って相続手続きを行うことになります。
- 遺言により、法定相続分とは違う割合で相続させたり、相続人以外の者に財産を遺贈したり、遺言内容を実現する遺言執行者の指定もできます。
- 【公正証書遺言】 【遺言書保管所保管の自筆証書遺言】 以外の遺言は全て家庭裁判所において検認手続きが必要になります。

■ 遺言によらない遺産分割

- 遺言書があった場合でも、相続人と受遺者の全員が同意すれば、遺言書とは異なった遺産分割を行うことも可能です。この場合、遺産分割について話し合いを行い、その結果を遺産分割協議書にして、全員が実印で押印し、印鑑証明書を添付することで、相続の手続ができます。

遺言の探し方【死後早めに】

■ 遺言の探し方

- 公正証書遺言は公証役場に原本が保存されており、遺言者の死亡及びその者との関係を証明する戸籍謄本や本人確認書類を持参することで、遺言検索ができます。
- 自筆証書遺言（遺言書保管所に預けた場合）は、遺言書保管所に予約をして、被相続人と相続人の戸籍謄本等と身分証明書と申請書を持参して、【遺言書保管事実証明書】を申請します。その結果遺言書が保管されていると判明した場合、【遺言書情報証明書】を申請します。
- 自筆証書遺言（保管所の預けていない場合）は、亡くなられた者の自宅や病院、施設等の大事なものを保管していそうな場所や神棚、仏壇の中、タンスや机の奥などを探します。貸金庫の契約がある場合、その中も確認しましょう。

遺言の検認【死後早めに】

■ 遺言の検認

- 公正証書遺言と遺言書保管所に預けた自筆証書遺言以外の遺言は、家庭裁判所で【検認】の手続をしなければなりません。
- 検認の手続の申立人は【遺言書の保管者】 【遺言書を発見した相続人】です。申立てには、申立書、戸籍謄本等一式が必要です。
- 検認とは、相続人に対して遺言の存在と内容を知らせるとともに、遺言書の形状、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言書の有効性は判定されません。検認手続きが終了すると、遺言書に検認済み証明書を添付したものが交付されます。公正証書遺言や保管所保管の自筆証書遺言以外の遺言によって相続手続きを行うには、この検認済み証明書が添付された遺言書が必要になります。

遺留分について【死後早めに】

■ 遺留分

- 遺言によって法定相続分とは違う割合で相続や遺贈をすることができますが、兄弟姉妹以外の相続人には、遺言内容にかかわらず、最低限相続できる権利（遺留分）が認められています。具体的には被相続人の財産の2分の1（直系尊属のみが相続人の場合は3分の1）です。
- これらの者は、遺留分を侵害している者（遺言で遺産を受け取った者）に対して、遺留分侵害額請求を行い、遺留分に該当する金銭を請求できます。
- 遺留分侵害額請求を受けた者が、すぐに支払えない場合、裁判所に支払期限の猶予を求めることもできます。
- 遺留分侵害額請求は、相続開始及び遺留分を侵害する贈与または遺贈のあったことを知ったときから1年経過するか、相続開始のときから**10年**経過したときは行うことができなくなります。
- 遺留分侵害額請求は権利ですので、行使しなくても構いません。また遺言者の生前に家庭裁判所の許可を得て、放棄することもできます。なお、相続放棄は遺言者の生前にはすることはできません。

戸籍から正確な相続人を特定【死後早めに】

■ 戸籍謄本等の必要性

- 相続手続きや届出、相続税の申告などを行う際には、相続関係を証明するために、戸籍謄本等の提出が求められます。

■ 戸籍謄本の取得方法

- 戸籍は、本籍地の市区町村役場で請求します。自分の戸籍や直系尊属、直系卑属の戸籍は取得できますが、傍系の親族の戸籍は正当な理由がなければ取得できません。また、自分と請求する戸籍謄本に記載された人との関係を証明する戸籍謄本が必要になります。

手数料は1通**450円**、除籍謄本や改製原戸籍は1通**750円**程度です。

- 戸籍謄本は「出生から死亡までの戸籍謄本」と申請すると、その役場管理分が交付されます。転籍したり、婚姻や離婚で新たに戸籍が作られた場合、入手した戸籍を確認して、その前の戸籍を管理する役場に請求します。

相続財産を確認【死後早めに】

■ 相続財産の確認の必要性

- 相続財産は、相続開始（死亡）により、相続人の共有財産になります。各相続人の名義変更手続きが必要であり、相続財産の確認が必要です。

■ 相続財産の確認方法（探し方）

- 預貯金・不動産・株式・投資信託・貴金属・絵画・骨董芸術品・会員権
自宅の金庫や机の引き出し、仏壇や神棚、タンスなどの奥や貸金庫などから相続財産の資料になりそうなものを探します。

（通帳、カード、金融機関の粗品、権利証、登記簿、契約書、納税通知書、株券、有価証券、郵便物、借用書、請求書、確定申告書の控え）

- 預貯金や株式、投資信託は金融機関に照会をして確認。
- 不動産：固定資産税納税通知書や名寄帳、登記事項証明書の確認。
- 相続債務：請求書や信用情報機関に情報開示請求。（JICC、CIC、KSC）

相続財産の扱いを検討【死後早めに】

■ 相続財産の扱いを検討することの必要性

- 相続財産の額や負債の有無によって、取るべき手続きが変わってきます。それらの手続には期限があるものもあり、すみやかに確認します。

■ 相続するか放棄するか

- 相続財産が少なく、負債の方が多い場合、相続放棄の手続を検討します。相続放棄を行うと、相続人にならなかったものとみなされます。相続放棄を行うと相続財産を受け取る権利を失いますので慎重に判断する必要があります。相続財産があっても、一切相続するつもりがなく、関与したくない場合には相続放棄の手続を行うとよいでしょう。

■ 申告が必要か否か

- 相続財産が一定の金額を超える場合などは、税務署への相続税の申告が必要になります。

借金を相続したくないとき【死後早めに】

■ 借金を相続しない方法・効果

- 相続人は、プラスの財産だけでなく、マイナスの財産も相続します。預金や不動産などプラスの財産がほとんど存在せず、借金だけが残る場合でも、相続が義務だとすると残された相続人には酷なことになります。
- そこで相続人には相続放棄という手続きが認められています。相続放棄をすることで、最初から相続人ではなかったとみなされます。
- 相続人が全員相続放棄をした場合、次の順位の者が相続人になります。次の順位の者も相続放棄をしたい場合は、同じ手続きが必要です。

■ 相続放棄の申述

- 相続放棄は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内にその旨を家庭裁判所に申述する必要があります。被相続人の最後の住所地の家庭裁判所に対して行ないます。

相続財産の分け方を決める【死後早めに】

■ 遺産分割協議

- 有効な遺言がある場合、原則遺言の記載内容に従います。
遺言がない場合は、相続人全員で遺産の分け方を決めます。これを遺産分割協議と言います。なお、相続放棄した者は、遺産分割協議に参加しません。

■ 遺産分割協議の基本

- 遺産分割協議は相続人全員で行う必要があります。行方不明者や未成年者、認知症となった者なども、相続人である以上は関与が必要です。これらの者にはそれぞれ不在者財産管理人、親権者または特別代理人、成年後見人などが本人の代わりに遺産分割協議に参加します。
- なお、相続人のうち1人でも協議に参加していない者がいる場合、その遺産分割協議は無効です。協議が難しい場合、調停を申立てましょう。

相続財産の分け方を決める【死後早めに】

■ 遺産分割の方法

- 遺産の分け方について、代表的な方法は下記の4通りです。

- 1) 現物分割：不動産は妻、預金は長男、株式は次男というように遺産を現物のまま分割する方法
- 2) 代償分割：妻が不動産を相続する代償として、他の相続人に代償金を支払うというような方法
- 3) 換価分割：不動産などの遺産を売却して、その代金を分割する方法
- 4) 共有分割：相続財産を遺産分割協議や法定相続分に応じて共有する方法

■ 相続税との兼ね合い

- 相続税申告及び納税資金まで考慮した分配が必要になる場合もあります。相続税申告が必要な場合は早目に税理士へ相談をした方がよいでしょう。

相続財産の分け方を決める【死後早めに】

■ 遺産分割協議の留意点

● 寄与分

亡くなった方の財産の維持又は増加に寄与した者については、相続分算定の際に考慮しましょうという制度。

通常の扶養義務を超えて亡くなった方の財産の維持又は増加に貢献があり、かつ、維持又は増加との因果関係があることが求められます。

介護を担ったというだけでは認められない場合が多いです。

● 特別受益

相続人の中で亡くなった方から生前に生活の援助などのために贈与を受けた者がいる場合は、その分（特別受益）については相続分算定の際に計算上考慮（持戻し）しましょうという制度。

● 寄与分も特別受益の制度も、相続人間の衡平を図るための制度です。

遺産分割協議書の作成【死後早めに】

■ 遺産分割協議書の作成

- 成立した遺産分割協議によって具体的な相続手続きを行う場合には、遺産分割協議書の作成が必要になります。遺産分割協議書には協議の内容を記載し、相続人全員が実印で押印し、印鑑証明書を添付します。
- 誰が、何を、どのように取得するか、という点について、明確に特定することがポイントです。
- また遺産分割協議書が2枚以上になる場合は、つながりを証するために用紙と用紙の間の契印を忘れないようにしましょう。
- 訂正は修正液を使用せずに、二重線を引き、その付近に正しい文字を書き、欄外に訂正印を全員で押し、「何行目何文字削除何文字加入」と書きます。

遺産分割協議書の作成【死後早めに】

■ 遺産分割協議書の作成

● 記載時の留意点

被相続人を氏名、死亡日、最後の本籍地、最後の住所地で特定。

不動産の記載は、登記事項証明書のとおりに書きます。

土地の場合：所在、地番、地目、地積

建物の場合：所在、家屋番号、種類、構造、地積

● 預貯金は銀行名、支店名、普通預金か定期預金か、口座番号で特定。

● 他の財産も特定する情報を書きます。自動車の場合、車名、型式、車台番号、長さ、幅、高さ。証券などの場合、取引会社名、支店名、口座番号、株式や国債の銘柄、数量などで特定します。

● 訂正は修正液を使用せずに、二重線を引き、その付近に正しい文字を書き、欄外に「訂正印を実印を使用して全員で押し、何行目何文字削除何文字加入」と書きます。

遺産分割協議がまとまらない【死後早めに】

■ 遺産分割調停

- 遺産分割協議は相続人全員で行う必要があります、1人でも合意しない者がいる場合は、協議が成立しません。そのような場合、管轄の家庭裁判所に遺産分割調停を申立てることができます。
- 調停手続きでは、裁判官と調停委員が各当事者から事情を聴取し、必要な資料を提示させ、遺産について鑑定を行うなど、各当事者の希望を踏まえて解決のために合意を目指す話し合いをします。
- 調停は月に一度の頻度で開催され、早くても半年、一般的には1年以上かかります。その場合でも相続税は10か月以内に納税となります。

■ 遺産分割審判

- 話し合いがまとまらず調停不成立の場合、自動的に審判手続きに移行します。審判手続きでは、裁判官が遺産に属する物または権利の種類及び性質その他一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

未成年や認知症の相続人がいる【死後早めに】

■ 未成年者の場合

- 相続人の中に未成年者がいる場合は、親権者や未成年後見人が代理人となり遺産分割協議を行います。しかし、親権者も相続人の場合、利益相反となるので特別代理人を選任し、特別代理人が遺産分割に参加します。

■ 判断能力を欠く者の場合

- 相続人の中に、認知症等により判断能力を欠く者がいる場合、成年後見人等を選任する必要があります。選任された成年後見人等が遺産分割協議に参加します。しかし、遺産分割協議が終わった後も、成年後見人の任務は継続され、本人の財産管理や身上監護を行い続けます。

■ 行方不明者の場合

- 相続人の中に行方不明者がいる場合、その者について不在者財産管理人を選任し、その不在者財産管理人が遺産分割協議に参加します。

金融機関での相続手続【死後早めに】

■ 金融機関での相続手続きの一般的な流れ

① 金融機関への連絡

相続発生を電話などで各金融機関へ伝えます。これにより口座が凍結され、入出金できなくなります。口座振替で支払いをしているものは、順次相続人の口座へ変更手続きが必要です。

② 残高証明の開示・照会請求

被相続人の金融機関のカードや通帳、金融機関からの郵便物がある場合、その金融機関に対して残高証明を請求することで、相続財産が判明することもあります。金融機関によっては、出資金や投資信託、保険商品、貸金庫等預貯金以外の商品についての契約がある場合もあり、それらについても一緒に確認しておきます。

金融機関での相続手続【死後早めに】

■ 金融機関での相続手続きの一般的な流れ

③ 所定の届出用紙の受取

相続手続の際は、各金融機関で所定の届出用紙の提出を求められます。窓口や郵送で、所定の用紙など必要な書類を受け取ることから始めます。①の金融機関へ最初に連絡する際に所定の用紙を請求するようにします。

④ 必要な書類の収集

金融機関に求められた相続関係を証明する書類の収集を行います。金融機関所定の用紙へ必要事項の記入、署名捺印も行います。

⑤ 相続届など必要書類の提出

金融機関に所定の用紙や集めた書類一式を提出します。書類に不備がなければ、金融機関側の処理を待って払戻しを受けられます。金融機関によっては数週間かかる場合もあります。

金融機関での相続手続【死後早めに】

■ 金融機関での相続手続きの一般的な提出書類

● 共通

手続きを行う者の身分証明書、通帳、カード、貸金庫の鍵など

● 遺言がない場合

相続届、相続関係を証明する戸籍等、相続人全員の印鑑登録証明書、遺産分割協議書

● 遺言がある場合

相続届、遺言書（自筆証書遺言音場合は検認済み証明書）、相続関係を証明する戸籍等、払い戻しを受ける者の印鑑登録証明書など

■ 時間がかかる相続手続

- 最近では、相続専門部署を設ける金融機関も増えてきましたが、依然支店や担当者ごとの知識の差があり、待たされる時間が長くなります。基本的に予約制にしている金融機関が多いのが現状です。

株式等有価証券の相続手続【死後早めに】

■ 証券会社での相続手続きの一般的な流れ

① 証券会社への連絡・取引内容の確認・資料の請求

取引をしていた証券会社は、郵便物、通帳の履歴、ノベルティなどで推測し、電話で連絡を行います。相続発生的事实を告げ、併せて必要な手続きの確認を行います。

② 相続人名義の口座の準備・開設

被相続人が有していた株式を売却したい場合でも、基本的にはいったん、相続人名義の管理口座を準備（ない場合は開設）する必要があります。

③ 名義変更

必要な書類を提出し、名義変更手続きを完了させます。売却する場合は、名義変更手続き完了後に改めて売却手続きを行うことになります。

※ 金融機関での手続きと同様、相続関係を証明する戸籍等が必要です。

株式等有価証券の相続手続【死後早めに】

■ 証券会社を通していない株式の相続手続

- 株券が見つかるなど、証券会社を通していない会社の株式など有価証券を保有していると思われる場合、その有価証券を発行している会社の手続きの方法について確認します。

■ 自社株を保有していた場合

- 被相続人が自ら会社を経営していた場合など、自社株を保有していた場合は、会社関係者に連絡をしましょう。どのような規模の会社でも、株式について所定の手続きが必要です。
- 事業承継や清算には法律面、税務面など専門的な知識が求められます。なるべく早く、顧問弁護士や税理士に相談するとよいでしょう。

生命保険の保険金の受取手続【死後早めに】

■ 生命保険などは保険の受取人が単独で行える手続

- 生命保険など、死亡に伴い保険金の受取が発生するものがあります。一般的な相続手続と異なり、保険金の受取人が指定されている場合は、原則としてその受取人が単独（他の相続人の同意など関与なしに）で手続き出来ます。
 - 保険金は相続財産ではありません。しかし、みなし相続財産として相続税がかかります。
- ① 保険会社への連絡
保険会社へ相続が発生したことを連絡します。保険会社は郵便物や、通帳の引落履歴やノベルティなどで推測します。
 - ② 契約内容の開示・照会・手続きの確認
保険の契約内容を確認後、相続手続に必要な書類などの確認もします。

生命保険の保険金の受取手続【死後早めに】

③ 保険金の受取

必要な書類を提出して、保険金の受取を行います。

● 受取人が先に死亡していた場合

生命保険に関する保険金受取人は、通常、契約の中で指定されています。

もし、受取人と指定されていた者が先に死亡し、再指定しないまま契約者が亡くなった場合、約款や遺言の記載にもよりますが、原則として受取人の相続人が保険金を受け取ることになります。

白動車の相続手続【死後早めに】

■ 白動車の名義変更が必要

- 白動車の相続手続は運輸支局での名義変更手続が必要です。売却や廃車にする場合でも、いったん相続人名義に変更が必要になります。

① 白動車の相続方法の決定（遺産分割協議）

白動車をどうするか話し合います。運輸支局のサイトにある専用の遺産分割協議書を作成しましょう。単独名義でも、共同名義でも可能です。

② 登録申請

管轄の運輸支局に移転登録申請書を出します。手数料納付書（印紙貼付）、白動車税申告書、遺産分割協議書（遺言の場合遺言書）、印鑑登録証明書、戸籍謄本等、車庫証明書などを併せて提出します。

※ 白転車、原付、小型二輪の相続手続

- 遺産分割協議書に記載し、白転車は防犯登録、原付は市区町村にて廃車手続き後に相続人名義で登録手続、小型二輪は運輸支局で手続です。

不動産の相続手続【死後早めに】

■ 不動産の名義変更が必要（令和6年4月1日から登記義務化）

- 不動産の相続手続は法務局での名義変更手続きが必要です。売却する場合でも、いったん相続人名義に変更が必要になります。

① 不動産の相続方法の決定（遺産分割協議）

不動産を誰が引き継ぐか話し合います。遺産分割協議書を作成します。遺言書がある場合は基本的には遺言内容に従います。

② 登記申請

管轄の法務局に所有権移転登記申請書を出します。遺産分割協議書（遺言の場合遺言書）、印鑑登録証明書、戸籍謄本等、住民票の写し、固定資産評価証明書などを併せて提出します。

③ 登記識別情報の発行

登記が完了すると、所有者となる相続人に対して登記識別情報（昔の登記済権利証）が発行されます。

不動産の国庫帰属【参考】

- **不動産の国庫帰属が開始（令和5年4月27日から）**
- 不動産の国庫帰属は管轄法務局の本局での手続きが必要です。国庫帰属には審査手数料と負担金の納付が必要です。
- ① 土地の所在する法務局の本局で相談予約をする。
- ② 相談時に登記簿、公図、現地写真、地積測量図などを持参し、国が引き取る条件に合致するか相談する。
- ③ 申請書を作成し、土地の所在する法務局の本客へ提出。審査手数料を収入印紙で納付し、提出。（土地一筆**14,000円**）
- ④ 審査の結果、国が引き取ることができる場合、帰属承認の通知と負担金納付通知が送られてくる。（負担金は**20万円**～）
- ※ 負担金が納付された時点で国に所有権が移転、登記は国が行う。

不動産の国庫帰属【参考】

■ 不動産の国庫帰属が開始（令和5年4月27日から）

● 不動産の国庫帰属の申請者の条件

相続や遺贈で土地の所有権を取得した相続人

● 申請できない土地

建物がある土地、抵当権など担保権等が設定されている土地、通路など
他人が使用する土地

● 帰属承認できない土地（申請しても承認されない土地）

崖があり管理に過分の費用や労力を要する土地

通常の利用処分を阻害する工作物、樹木など有体物が地上にある土地

除去しなければ管理処分できない有体物が地下にある土地

他の土地に囲まれて公道に通じていない土地、池沼・河川・水路・海を
通らなければ公道に出ることができない土地等...

団体信用生命保険加入の場合【死後早めに】

- **団体信用生命保険（団信）加入者の死亡時住宅ローンが完済扱い**
 - 不動産購入時に住宅ローンを組んだ場合、同時に団体信用生命保険（団信）に加入していることが多いです。団信とは、加入したローン契約者が死亡した場合などに生命保険会社が代わりに残ったローンを支払い、ローンが完済となる仕組みです。
 - ローンが完済されたら、名義変更登記と併せて、不動産に登記されている金融機関等の抵当権を抹消しましょう。
- ① 金融機関への連絡・手続き書類の確認
金融機関へ連絡します。団信によりローンが完済されると、抵当権抹消に必要な書類が一式送られてきます。
 - ② 所有権移転登記、抵当権抹消登記
所有権移転と抵当権抹消は併せて法務局に登記申請できます。必要書類は、解除証書や弁済証書、登記識別情報、委任状、会社法人番号です。

ゴルフ会員権その他の相続手続【死後早めに】

■ ゴルフ会員権やリゾート会員権

- 被相続人がゴルフ場やリゾートホテルの会員権を有していた場合、その会員権も相続の対象です。必要な手続きは各ゴルフ場やリゾートホテルに確認します。リゾートホテルによっては不動産の所有権（共有持分）を有している場合もあり、不動産の名義変更手続きも求められます。売却する場合でも、基本的にはいったん相続人名義に変更してからの売却になるケースが多いです。

■ 系譜・祭具・墳墓・香典

- 祭具や墳墓などの所有権は慣習に従い、祖先の祭祀を主宰する者が継承します。故人による指定がある場合はその者が承継します。香典は相続財産ではなく、遺族代表者に対する贈与と考えられます。

ゴルフ会員権その他の相続手続【死後早めに】

■ 絵画・骨董・宝石

- 絵画や骨董、宝石なども相続の対象です。財産的な価値がある動産類についても、遺産分割協議書に誰が引き継ぐか記載します。

■ 債務

- 借金などのマイナスの財産も相続の対象です。マイナスの財産は遺産分割協議書に誰が引き継ぐか記載した場合でも、その効力を債権者に主張することができない点に注意が必要です。マイナスの財産は基本的には法定相続分に従って相続人が承継することになります。もしも誰か一人で債務を承継したい場合には、債権者の同意を得て免責的債務引受契約を行う必要があります。

金融機関と遺産整理業務【死後早めに】

- 銀行や信託銀行など金融機関が遺言信託や遺産整理業務に力を入れているようになってきています。金融機関が取りまとめ役として遺産整理業務を遂行してくれるので、安心感を得ることができます。
- しかし、金融機関に支払う報酬が、基本的には遺産の〇%（最低額100万円等）というように決められている上に、各専門家（不動産登記は司法書士、相続税申告は税理士、許認可は行政書士等）への報酬は別途必要となる点に注意が必要です。このように金融機関の遺産整理業務は報酬が高額になるというデメリットもあります。

相続手続と専門家【死後早めに】

- 相続の手続きを進めていく中で、様々な事情で、どうしても相続人だけでは話が進まなくなるケースもあります。定められた期限を過ぎてしまうと不利益が生じる手続きもあります。なるべく早く専門家に相談することが大切ですが、専門家と言っても様々な種類があり、それぞれの得意分野があります。相続税であれば税理士、不動産登記は司法書士、自動車の相続や許認可や農地は行政書士、調停や審判は弁護士など。
- 困りごとがはっきりしている場合にはその専門士業に依頼すればよいのですが、全体的になるとどの専門士業も単独では解決が困難になりますが、相続手続を多く手掛けている専門家は他士業と協力しています。
- ですので、まずは相談などで実際に会い、自分に合った感じの専門家に依頼することが大事ではないでしょうか。

なるほど納得！ 相続手続き

本日のお話しはこれで終了です
皆様、長時間のご静聴ありがとうございました

行政書士長谷川憲司事務所

連絡先：090-2793-1947

<https://www.khasegyousei.tokyo>